

奈良県動物愛護推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第38条第1項の規定に基づく奈良県動物愛護推進員（以下「推進員」という。）の委嘱又は任命（以下「委嘱」と総称する。）その他設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推進員の活動)

第2条 推進員は、次に掲げる活動（以下「推進員活動」という。）を行うものとする。

- (1) 法第38条第2項各号に掲げる活動
- (2) その他動物の愛護と適正な飼養の普及啓発に資する活動

(候補者の推薦)

第3条 奈良県動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）の委員の出身母体となっている団体又は所属（以下「団体等」という。）は、次に掲げる要件を満たす推進員の候補者を知事に推薦することができる。

- (1) 県内に居住し、又は勤務する成人であること。
 - (2) 地域における動物の愛護の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある者であること。
 - (3) 獣医師その他の動物に関する専門知識を有する者又は動物の愛護及び適正な飼養に係る普及啓発等の活動実績がある者若しくは推進員活動を適正に行う者と認められるものであること。
 - (4) 法その他の動物の飼養に関する法令（以下「関係法令」という。）に違反しておらず、及びそのおそれがない者であること。
 - (5) 動物の愛護及び管理に関する事項について、住民等との争い、苦情事案等を起こしておらず、行政機関等から改善指導等を受けておらず、及びこれらのおそれがない者であること。
 - (6) 動物を飼養又は保管している場合にあっては、その動物を適正に管理している者であること。
- 2 前項の推薦に当たっては、団体等は、推薦書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

(研修)

第4条 知事は、第3条第1項の規定により推薦された推進員の候補者に対して、推進員活動に必要な知識を備えるための研修（以下単に「研修」という。）を別に定めるところにより行うものとする。

(委嘱)

第5条 知事は、推進員の候補者が前条の研修を受け、かつ、推進員活動を適正に行うことができると認められるときは、その者を推進員として委嘱することができる。

- 2 知事は、前項の規定による委嘱を行ったときは、推進員に対し、委嘱状（第2号様式）及び奈良県動物愛護推進員の証（第3号様式）を交付する。

(委嘱期間)

第6条 推進員の委嘱期間は、委嘱の日から翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

- 2 前項の再任に当たっては、第3条第1項の推薦者が再任届出書(第4号様式)を知事に提出することをもって、同条第2項の推薦書の提出に代えることができる。
- 3 前条第2項の規定は、第1項の規定により推進員を再任する場合に準用する。

(推進員の遵守事項)

第7条 推進員は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 推進員活動を行うときは、奈良県動物愛護推進員の証(以下「推進員証」という。)を携帯し、相手方の求めに応じてこれを提示すること。
 - (2) 推進員活動を行うときは、公正かつ公平な対応、丁寧な接遇等に努めること。
 - (3) 推進員活動に必要な知識、技術等の維持及び向上に努めること。
 - (4) 推進員の身分を悪用し、又は県民の信用を損ねると認められる行為をしないこと。
 - (5) 推進員活動を行う場合であって、知事が必要と認めるときは、地域を管轄する保健所等と連絡を密にすること。
 - (6) 知事、保健所等から指示を受けた場合にあっては、これに従うこと。
 - (7) 推進員活動を行う上で知り得た個人情報等を本人の同意を得ずに第三者に提供しないこと。ただし、関係法令への違反又はそのおそれを認めた場合において、関係公署に通報するとき等については、この限りでない。
- 2 前項第4号及び第7号の規定は、前条第1項の委嘱期間が満了し、又は第9条の規定により解嘱され、推進員でなくなった者についても適用するものとする。

(活動等の報告)

第8条 推進員は、推進員活動の実績について、その翌年度の4月末日までに活動実績報告書(第5号様式)により第3条第1項の規定による推薦者を經由して知事に報告するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による報告のほか、必要に応じて、推進員に対し、推進員活動の状況について報告を求めることができる。
- 3 推進員は、氏名、住所等を変更した場合は、速やかにその旨を知事に報告するものとする。

(解嘱)

第9条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その委嘱を解くことができる。

- (1) 本人が解嘱を希望したとき。
- (2) 第3条第1項各号の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第7条第1項の規定に違反したとき。
- (4) 前条各項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 正当な理由がなく推進員活動を行わなかったとき。
- (6) その他推進員活動に支障があるとき。

(推進員証の返納)

第10条 第6条第1項の委嘱期間が満了した者及び前条の規定により解嘱された者は、速やかに推進員証を知事に返納するものとする。

(意見聴取)

第11条 知事は、推進員の委嘱、解嘱その他この要綱に関する事項について、団体等、市町村又は各保健所に意見を求めることができる。

(費用等)

第12条 知事は、推進員の候補者、推進員及び推進員であった者に対し、この要綱の定めによる活動等に関する報償費及び諸費用を支給しない。

(庶務)

第13条 この要綱に関する庶務は、文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課が行う。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。